

議案第36号

中札内村地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

中札内村地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年条例第3号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

中札内村地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

中札内村地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「包括」の次に「支援」を加える。

第4条第1項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会（中札内村地域包括支援センター運営協議会設置要綱（平成18年訓令第28号）第1条に規定する中札内村地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3千人以上6千人未満ごとに前項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。